

認知症と相続

国税庁が発表した資料によると、2021年分の全国の相続税課税割合が9%を超えました。2012年分の課税割合は4.2%でしたのでこの10年で2倍以上となっております。この割合は今後まだまだ増えると予想されています。

さらに、高齢化社会が進むにつれて認知症を患う人の数も増加傾向にあります。厚生労働省の調査では65歳以上の人のうち、認知症を発症している人は2012年時点で462万人だったのが、2025年には700万人前後まで増加するとみられています。

ご本人が、またはご家族が認知症となった時、相続手続きにどのような影響が出るのかまとめました。

認知症の方が相続税対策をしようとすると

贈与が難しくなる

贈与するためには「意思能力」(事理を弁識する能力)が必要です。意思能力が無い状態での贈与は親族間トラブルに繋がることもあります。

契約行為が難しくなる

例：不動産の売却、金融機関からの借り入れ
(自宅、賃貸マンション等の建て替え)



相続人に認知症の方がいると

遺産分割協議が難しくなる

- 財産の中に不動産があると、相続登記ができなくなる可能性*
- 預貯金の解約手続きに金融機関が応じてくれなくなる可能性

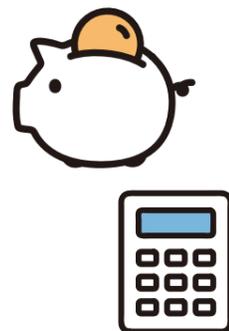
▶ 相続税、固定資産税といった税金の納税資金の確保が難しくなる可能性

※相続登記の申請は令和6年4月1日から義務化される予定

契約が必要な場合、法定後見制度を使うという方法もあります。しかし法定後見制度には

- 一度法定後見が開始すると、やめることが難しい
- ▶ 本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り途中でやめることは不可
- 本人の財産を処分することが困難となる

なお、任意後見制度を利用するためには、本人に十分な判断能力があるうちに手続きをしておく必要があります。



認知症になる前に確認しておきたい相続税対策

相続時精算課税制度の活用

税制改正にともなって、令和6年1月1日から行う贈与については年間110万円の基礎控除が設定されます。相続税の納税資金を事前に贈与しておきたい、という場面では制度の活用を検討されてみてはいかがでしょうか。

遺言書を作成しておく

遺言は遺産分割協議に優先します。相続財産の分け方について遺言の中で指定があるものについては遺産分割協議が不要となります。遺言には主に2種類あります。

①公正証書遺言…公証役場で2名以上の証人立ち会いのもと、公証人が作成する遺言

②自筆証書遺言…手書きの遺言

自筆証書遺言の場合、添付する財産目録はパソコンで作成したものも有効となります。また、平成30年からは自筆証書遺言保管制度という制度が始まっております。これは書いた自筆証書遺言を法務局が保管してくれるという制度です。自筆証書遺言の課題であった、紛失や保管の不安といったトラブルを防ぐことができます。家庭裁判所での検認手続きも不要で、保管にかかる費用も一般的には公正証書遺言の作成費用と比較して安く済むことがほとんどです。これからますます普及が進んでいくとみられています。

生命保険に加入しておく

相続税の計算において、被相続人の死亡により相続人が受け取る生命保険金については一定額までは非課税となります。非課税となる金額は相続人1名につき500万円です。相続人が配偶者、お子様2名といった場合では500万円×3人1500万円が非課税という計算となります。現状加入されている生命保険の受取金額が非課税額よりも少ない場合は、非課税枠の活用が相続税対策として有効になるのですが、契約者が認知症となると新たな保険加入が難しくなってしまいます。また、生命保険会社によって異なりますが加入可能年齢の上限は80~90歳までと設定されているケースが多いです。

各種贈与税の特例を活用

教育資金の一括贈与や住宅取得のための贈与といった、資金の使い道を限定した贈与には非課税となる金額の上限が通常の贈与よりも高く設定されます。ご家族の中に要件を満たす人がいる場合は活用の検討をおすすめします。

さいごに

相続税の計算上、過去贈与分の持ち戻し加算対象期間が3年間から最大7年間になることが決まり、今まで相続税の節税対策として王道であった暦年贈与が対策として使いにくくなってしまいます。税制改正も毎年行われるため、有効な相続税対策も時代とともに少しずつ変化していきます。時代に合わせた対応を取っていくことが本当の意味で相続税対策になると思います。これから対策を考えたい方、今までの対策が今でも有効かどうか再確認されたい方は是非お気軽に担当者へお声かけ下さい。